

▶ 整備基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、そのうち1以上の便所は第1の8の項に定める構造とするほか、車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

▶ 目標となる基準抜粋

不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、当該便所は、第1の9の項に定める基準に適合するものとする。

▶ 配慮事項

- 公園内の便所は車いす使用者、オストメイト、乳幼児・子どもを連れた人などが利用しやすいものとする必要がある。
建築物の便所の項参照